

# 京都外国語大学 大学院長期履修規程

(平成 17 年 10 月 29 日制定)

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学大学院学則第 20 条第 2 項及び第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、大学院博士前期課程（以下「前期課程」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

## (資 格)

第 2 条 長期履修を願い出ることのできる者は、本大学院を志願する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、1 年制課程を志願する者を除く。

- (1) 職業を有する者
- (2) 家事従事、育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他やむをえない事情のため、標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

## (長期履修期間及び在学期間)

第 3 条 前期課程における長期履修期間は、2 年 6 カ月、3 年、3 年 6 カ月、4 年とする。

2 学則第 9 条第 2 項の規定により、長期履修を認められた者の在学年数は、長期履修を認められた期間に 2 年を加えた期間とする。

## (長期履修の願い出)

第 4 条 長期履修を希望する者は、入学試験出願期間中に次の書類を研究科長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 大学院博士前期課程長期履修願
- (2) 在職証明書又は就業・家事従事・育児・介護等が確認できる本人の申告書
- (3) その他本大学院が必要と認める書類

## (履修期間短縮の願い出)

第 5 条 履修期間の短縮を希望する者は、修了予定年度の授業開始日までに次の書類を研究科長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 長期履修期間短縮願
- (2) その他本大学院が必要と認める書類

2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限 2 年への短縮を含む。

## (許 可)

第 6 条 長期履修の許可及び履修期間の短縮許可は、大学院教授会の議を経て、学長が行う。

## (学 費)

第 7 条 長期履修を認められた者の学費等の納入については、学則第 41 条の定めによる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科において定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成20年3月10日改正、平成22年2月25日改正、平成27年3月8日改正)